

## 多分野連携・次世代型交通サービス検討会議 設置要綱

### (設置)

第1条 山梨県内の公共交通に付加価値を持たせるとともに、公共交通を補完するための新たな交通サービスを導入することを目的に、多分野連携・次世代型交通サービス検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 検討会議は、次の事項について調査、研究及び協議する。

- (1) 新たな交通サービスに係る情報収集に関する事項
- (2) 新たな交通サービスに係る多分野連携方策の検討に関する事項
- (3) 新たな交通サービスに係る県のガイドライン策定に関する事項
- (4) その他、公共交通の価値の付加や補完に必要な事項

### (組織)

第3条 検討会議は、委員30名以内で構成する。

- 2 委員は、有識者、学識経験者、行政機関、事業者、特定非営利活動法人、社会福祉法人及び利用者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は1年とする。

### (役員)

第4条 検討会議に委員長1人を置く。

- 2 委員長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

### (会議)

第5条 検討会議は、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて、関係機関、関係団体、公共交通機関の利用者等の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (分科会)

第6条 検討会議は、第2条に規定する事項の一部に係る調査及び研究をさせるため、分科会を置くことができる。

- 2 分科会に座長1人を置く。
- 3 座長は、必要に応じて、委員以外の学識経験者など関係者を所属させることができる。

### (庶務)

第7条 検討会議及び分科会の庶務は、山梨県リニア交通局交通政策課において処理する。

- 2 検討会及び分科会に出席した委員については、報償費及び旅費を支給する。
- 3 代理による出席についても、前項と同様の取扱とする。

(委任)

第8条 この要綱で定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年 5月 30日から適用する。